

障害のある方を応援します！

お困りの場合は相談窓口・支援機関などお気軽に相談してください。

☎ 高齢障害課本庁 1 階⑭番窓口 ☎ 292522 FAX 222814、由宇市民福祉課 ☎ 631113 FAX 633427
 玖珂市民福祉課 ☎ 822513 FAX 826139、周東市民福祉課 ☎ 841113 FAX 844386
 錦市民福祉課 ☎ 722112 FAX 722120、美和市民福祉課 ☎ 961113 FAX 961712
 美川市民福祉班 ☎ 760311 FAX 760863、本郷市民福祉班 ☎ 752582 FAX 752366



相談窓口・支援機関

●相談支援事業所

身体・知的・精神障害の専門知識を持った職員が、相談や福祉サービスの情報提供・支援などを行います。

事業所名	住所	電話	FAX	備考
岩国市障害者サービスセンター	岩国4-2-20	☎ 432399	④0031	主に身体障害
地域生活支援センタートライアングル	横山1-12-51	☎ 443244	④3245	主に精神障害
障害者地域支援センターしらかば	室の木町3-1-74	☎ 218750	2861	主に知的障害
緑風会障害者生活支援センター	由宇町北1-5-20	☎ 632882	61134	
障害者支援センターリフレ	玖珂町1887	☎ 820018	825013	
障害者地域生活支援センタープログレス	美和町生見2452	☎ 950500	950500	
相談支援事業所くれよん	平田6-18-5	090-8248-9986	915224	障害児のみ

●障害者相談員

地域の身近な相談員として、障害者福祉についての相談に応じています。相談員の氏名連絡先については、高齢障害課に問い合わせてください。

●障害者就業・生活支援センター 蓮華

心身に障害がある人が、身近な地域で安心して働いたり、自立した生活を送ったりするために就職面・生活面の支援を行います。

☎ 280021

●岩国市療育センター（障害児など総合療育相談訓練事業）

障害児やその保護者に対し、医師や作業療法士、言語聴覚士などによる療育相談、療育訓練などを行います。

☎ 240168

●心身障害児母子通園訓練事業

心身に障害があると疑われる4歳未満の未就園児が保護者とともに通園し、日常生活訓練や機能訓練などを行います。（毎週木曜日実施）

☎ 234720

●ことばの教室（幼児部）

うまく話せない・うまく発音できない音がある未就学の

幼児と保護者に、個人指導を行います。

☎ 27222

●ふれあいeタウンいわくに

[http://www.e-town-iwakuni.net/]

障害福祉サービス事業所、障害者関係団体の紹介や、イベント情報など障害者に関わる情報提供をインターネットで行っています。また就労福祉施設の製品販売を行っています。

障害者手帳

障害者手帳は、障害を証明するための手帳です。障害福祉の制度・サービスを使うためには、手帳が必要な場合があります。交付を受けるには、高齢障害課に申請が必要です。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に対して交付され、障害の程度により1級（重度）～6級（軽度）まで区分されます。

●療育手帳

知的機能の発達に障害があり、児童相談所または知的障害者更生相談所での知的障害と判定された人に対して交付され、障害の程度により、A（重

度）、B（中軽度）に区分されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に対して交付され、障害の程度により、1級（重度）～3級（軽度）まで区分されます。

障害福祉制度

制度の一部を紹介します。

訪問系サービス

●居宅介護

ホームヘルパーが、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行います。

●日中活動系サービス

●生活介護

障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

●就労移行支援・就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働くための知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

●短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などのために居宅で介護ができない場合、

障害者支援施設などで短期間受け入れ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

● 居住系サービス

● 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつおよび食事などその他必要な日常生活上の援助を行います。

● 施設入所支援

施設に入所する人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

● 障害児サービス

● 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活での基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

● 放課後等デイサービス

就学している障害児に、学校の授業終了後や夏休みなどに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

● 地域生活支援事業

● 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作活動または生産活動の機会を提供し、障害者の社会との交流

を促進するなど、地域生活を支援します。

● 日中一時支援

日中における活動の場を確保し、障害者などの家族の就業支援および障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

● 訪問入浴サービス

居宅を訪問して入浴サービスを提供し、地域における障害者の生活を支援します。

● 用具の給付

● 補装具費の支給（購入・修理）

身体障害者手帳を持っている人に対し、義手、義足、矯正眼鏡、補聴器、車いすなど障害を補う用具の交付や修理を行います。

● 日常生活用具給付

身体障害者手帳を持っている人が自力で生活できるように、障害の種類や程度に応じてストーマ用装具、盲人用時計・体温計、拡大読書器、フアックス、手すり、スロープ、ネプライザー、たん吸引器などの用具を給付します。

● 医療費の助成

● 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院、療養介護）

心臓手術、人工透析、口蓋

裂など障害を軽減または除去するための治療をする人、精神疾患の治療のために通院している人、医療機関で医療的ケアと福祉サービスを併せて支援を受ける人に対し、その治療費の一部を助成します。

● 減免制度

● NHK受信料の減免

障害者手帳を持っている場合、受信料が半額もしくは全額免除される場合があります。

● 税金の軽減措置・控除

障害者手帳を持っている人は、税金の軽減措置や控除を受けられる場合があります。詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

○自動車税の減免 岩国県税事務所 ☎ 1502

○自動車取得税の減免 山口県税事務所自動車税課 ☎ 083-922-7691

○軽自動車税の減免 課税課 ☎ 5053、総合支所 支所 ☎ 5053、総合支所 支所 ☎ 5053

○所得税の控除 岩国税務署 ☎ 0111

○住民税の控除 課税課 ☎ 5054、総合支所 支所 ☎ 5054

交通機関に関する助成

● 障害者福祉タクシー利用券

1回の乗車につき500円割引となる利用券を交付します。

す。利用券は1回の乗車につき1枚しか使用できません。対象 次のいずれかの要件を満たす人

- ① 身体障害者手帳の1級～3級を持っている
- ② 療育手帳を持っている
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

● バス障害優待乗車証

市およびいわくにバスが運行するバスに無料で乗れる優待乗車証を交付します。対象 次のいずれかの要件を満たす人

- ① 身体障害者手帳の1級～3級を持っている
- ② 療育手帳Aを持っている
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級を持っている、または精神障害を支給事由とする障害年金の1級を受給している

● 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aを持っている人は、有料道路料金が半額に割引される場合があります（ETC利用時も適用）。

障害者手当制度

重度の障害を有する在宅の

障害者（児）に対して、特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・心身障害児福祉手当などの制度があります。

障害者手帳とは該当の基準が異なりますので、詳しくは高齢障害課へ問い合わせてください。

その他の制度

● 点字図書の貸出・図書の宅配サービス

身体障害者手帳の1級～3級を持っている人で、図書館へ行くことが難しい人へ無料で図書の宅配サービスを行っています。

中央図書館 ☎ 0046、☎ 4646

● eメール119番

聴覚・言語障害の身体障害者手帳を持っている人は、携帯電話からeメールで消防署に通報できます。

そのほか、自動車運転免許取得・自動車改造の助成、緊急通報システムの設置、要約筆記者・手話通訳者の派遣などのサービスも行っています。